

令和6年度 第1回
各務原市国民健康保険運営協議会
会 議 資 料

日 時 令和6年5月27日（月）午後1時30分～

場 所 各務原市役所 4階第1会議室

各務原市国民健康保険

各務原市国民健康保険運営協議会 次第

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 副市長あいさつ

4. 諮問

5. 会議録署名者の指名

6. 協議事項

議 題 1. 令和 6 年度国民健康保険料の保険料率(案)について

議 題 2. 令和 6 年度国民健康保険事業特別会計の補正予算(案)について

7. その他

議題 1. 令和6年度国民健康保険料の保険料率（案）について

■国民健康保険料率(案)について

・一人当たり保険料を 対前年度比 平均 7,995 円、約 7.6%引き上げ

各務原市の令和6年度保険料率(案)

※括弧内は前年度の料率との比較

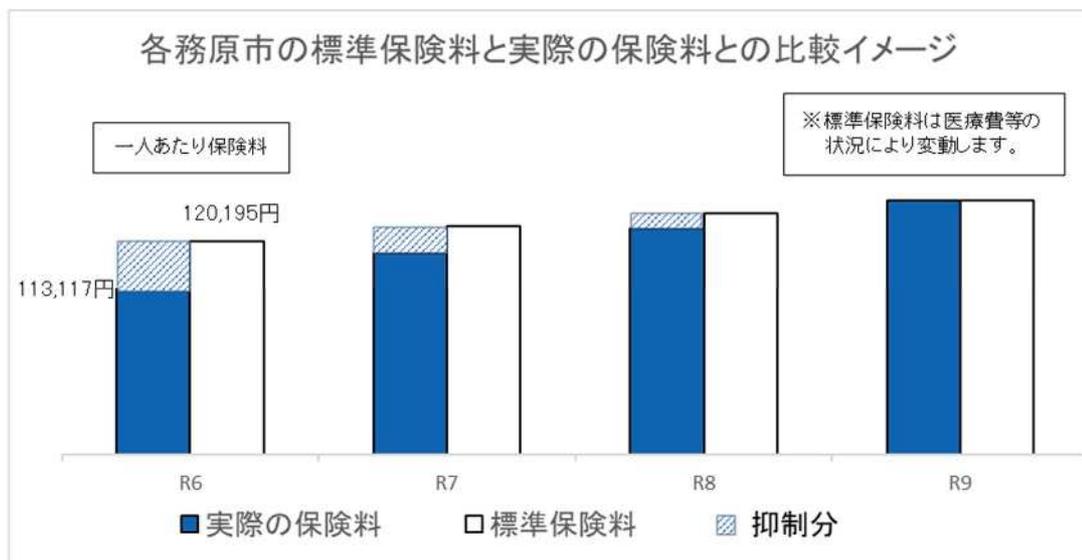
	医療分	後期支援分	介護分	合計
所得割	7.60% (+0.47P)	2.46% (+0.12P)	2.28% (+0.23P)	12.34% (+0.82P)
被保険者均等割	30,500 円 (+2,100 円)	10,000 円 (+600 円)	11,400 円 (+800 円)	51,900 円 (+3,500 円)
世帯別平等割	20,000 円 (+700 円)	6,700 円 (+400 円)	5,500 円 (+400 円)	32,200 円 (+1,500 円)

参考：岐阜県が示した標準保険料との比較（一人当たり保険料）

	県が示した標準保険料	本市の保険料	県との差
令和5年度	115,586 円	105,122 円	▲10,464 円
令和6年度	120,195 円	113,117 円	▲7,078 円
対前年度比	4,609 円	7,995 円	3,386 円

■今後の国民健康保険料について

安定した国保運営を図るため、岐阜県の示す標準保険料率に近づけていき、令和9年度を目安に標準保険料での運営を行っていく予定です。



保険料計算 《ケース1》

《ケース1》 年金受給世帯

■ 世帯情報

	年齢	収入額(Ⅰ)	基準総所得金額 (Ⅲ)
		総所得(Ⅱ)	
世帯主	69	2,400,000円	870,000円
		1,300,000円	
妻	66	1,100,000円	0円
		0円	
合計			870,000円

- ・夫婦2人世帯(65歳以上)
- ・世帯収入:年金収入

- ・総所得(Ⅱ) = 収入額(Ⅰ) - 1,100,000円 ※控除額は年齢や収入金額により異なる
- ・基準総所得(Ⅲ) = 総所得(Ⅱ) - 基礎控除額(430,000円)
- ・102万【総所得43万 + (29.5万 × 2人)】 < 軽減判定所得115万 ≤ 152万【43万 + (54.5万 × 2人)】 ⇒ 2割軽減
- ※65歳以上の公的年金受給者は総所得から15万円控除して軽減判定

■ 保険料計算

医療分	所得割額	国保加入者の基準総所得金額の合計(870,000)円 × 7.60%	66,120 円
	均等割額	30,500円 × 国保加入者数(2)人 × 0.8	48,800 円
	平等割額	20,000円 × 0.8	16,000 円
	合計	最高限度額65万円を超える時は、65万円	① 130,900 円
支援金分	所得割額	国保加入者の基準総所得金額の合計(870,000)円 × 2.46%	21,402 円
	均等割額	10,000円 × 国保加入者数(2)人 × 0.8	16,000 円
	平等割額	6,700円 × 0.8	5,360 円
	合計	最高限度額24万円を超える時は、24万円	② 42,700 円
介護分	所得割額	国保加入者の基準総所得金額の合計()円 × 2.28%	40~64歳のみ 計算
	均等割額	11,400円 × 国保加入者数()人 × 0.8	
	平等割額	5,500円 × 0.8	
	合計	最高限度額17万円を超える時は、17万円	③ 0 円
【合計】1年間の保険料(①+②+③)			④ 173,600 円

①、②、③の計算においては100円未満の端数切り捨て

令和6年度保険料		令和5年度保険料		増減
④ 173,600 円	-	163,300 円	=	10,300 円

保険料計算 《ケース2》

《ケース2》 給与収入世帯

■世帯情報

	年齢	収入額(Ⅰ)	基準総所得金額 (Ⅲ)
		総所得(Ⅱ)	
世帯主	29	2,688,000円	1,371,600円
		1,801,600円	
妻	28	0円	0円
		0円	
合計			1,371,600円

- ・夫婦2人世帯(40歳未満)
- ・世帯収入:給与収入

- ・総所得(Ⅱ) = 収入額(Ⅰ) ÷ 4(1000円未満切り捨て) × 2.8 - 80,000円
※計算内容は収入によって異なる
- ・基準総所得(Ⅲ) = 総所得(Ⅱ) - 基礎控除額(430,000円)
- ・152万【総所得43万 + (54.5万 × 2人)】 ≤ 軽減判定所得1,801,600 ⇒ 軽減なし

■保険料計算

医療分	所得割額	国保加入者の基準総所得金額の合計(1,371,600)円 × 7.60%	104,241 円
	均等割額	30,500円 × 国保加入者数(2)人	61,000 円
	平等割額	20,000円	20,000 円
	合計	最高限度額65万円を超える時は、65万円	① 185,200 円
支援金分	所得割額	国保加入者の基準総所得金額の合計(1,371,600)円 × 2.46%	33,741 円
	均等割額	10,000円 × 国保加入者数(2)人	20,000 円
	平等割額	6,700円	6,700 円
	合計	最高限度額24万円を超える時は、24万円	② 60,400 円
介護分	所得割額	国保加入者の基準総所得金額の合計(1,371,600)円 × 2.28%	40~64歳のみ 計算
	均等割額	11,400円 × 国保加入者数(2)人	
	平等割額	5,500円	
	合計	最高限度額17万円を超える時は、17万円	
【合計】1年間の保険料(①+②+③)			④ 245,600 円

①、②、③の計算においては100円未満の端数切り捨て

令和6年度保険料		令和5年度保険料		増減
④ 245,600 円	-	230,900 円	=	14,700 円

保険料計算 《ケース3》

《ケース3》 軽減世帯(判定基準額付近)

■世帯情報

	年齢	収入額(Ⅰ)	基準総所得金額 (Ⅲ)
		総所得(Ⅱ)	
世帯主	50	—	590,000円
		1,020,000円	
妻	49	0円	0円
		0円	
合計			590,000円

・夫婦2人世帯
・世帯収入:営業所得

- ・世帯主:総所得(Ⅱ)=確定申告等による情報
- ・基準総所得(Ⅲ)=総所得(Ⅱ)-基礎控除額(430,000円)
- ・43万円<軽減判定所得102万 \leq 102万【総所得43万+(29.5万 \times 2人)】 \Rightarrow 5割軽減
- ※令和5年度は 101万【総所得43万+(29万 \times 2人)】 \leq 軽減判定所得102万 \Rightarrow 2割軽減

■保険料計算

医療分	所得割額	国保加入者の基準総所得金額の合計(590,000)円 \times 7.60%	44,840 円
	均等割額	30,500円 \times 国保加入者数(2)人 \times 0.5	30,500 円
	平等割額	20,000円 \times 0.5	10,000 円
	合計	最高限度額65万円を超える時は、65万円	① 85,300 円
支援金分	所得割額	国保加入者の基準総所得金額の合計(590,000)円 \times 2.46%	14,514 円
	均等割額	10,000円 \times 国保加入者数(2)人 \times 0.5	10,000 円
	平等割額	6,700円 \times 0.5	3,350 円
	合計	最高限度額24万円を超える時は、24万円	② 27,800 円
介護分	所得割額	国保加入者の基準総所得金額の合計(590,000)円 \times 2.28%	13,452 円
	均等割額	11,400円 \times 国保加入者数(2)人 \times 0.5	11,400 円
	平等割額	5,500円 \times 0.5	2,750 円
	合計	最高限度額17万円を超える時は、17万円	③ 27,600 円
【合計】1年間の保険料(①+②+③)			④ 140,700 円

①、②、③の計算においては100円未満の端数切り捨て

令和6年度保険料		令和5年度保険料	=	増減
④ 140,700 円	-	169,800 円	=	-29,100 円
※5割軽減		※2割軽減		

議題2. 令和6年度国民健康保険事業特別会計の補正予算(案)について

1. 保険証廃止に伴う資格確認書発行業務等のシステム改修費として、増額補正するものです。
2. 健康保険加入者の方に対し、保険者の把握している個人番号の下4桁を含む加入者情報を通知する「加入者情報等の送付」の郵送料として、増額補正するものです。

(令和6年度 令和6年6月)

(歳入)

(単位:千円)

科 目 目 節	補正前	補正額	補正後
3 国庫支出金	50	17,230	17,280
1 国庫補助金	50	17,230	17,280
1 システム開発費等補助金	50	17,230	17,280
1 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	50	17,230	17,280
歳入合計	13,583,986	17,230	13,601,216

(歳出)

(単位:千円)

科 目 目 節	補正前	補正額	補正後
1 総務費	98,177	17,230	115,407
1 総務管理費	98,177	17,230	115,407
1 一般管理費	98,177	17,230	115,407
11 役務費	51,535	4,148	55,683
12 委託料	3,279	13,082	16,361
歳出合計	13,583,986	17,230	13,601,216